

文教厚生常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。
令和5年9月12日（火）午前9時29分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	久保史睦君	副委員長	山口仁美君
委員	野村和人君	委員	竹下智行君
委員	川窪幸治君	委員	阿多己清君
委員	前川原正人君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。
なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。
なし

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

保健福祉部長	有村和浩君	健康増進課長	鮫島真奈美君
すこやか保健センター所長	種子島進矢君	健康増進課主幹	上小園貴子君
すこやか保健センター地域保健第2部長	坂口晃子君	すこやか保健センター地域保健第2部主査	小島ひとみ君
健康増進課保健予防G主事	久米和斗君		
教育部長	池田宏幸君	学校教育課長	林元義文君
学校給食課長	西溜和幸君	溝辺学校給食センター所長	森裕之君
教育総務課主幹	町田信彦君	学校給食課主幹	竹下裕一郎君
教育総務課教育政策G長	山内太君	教育総務課教育施設G主査	松岡亮君
教育総務課教育施設G主任主事	森藤秀太君		

6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。
なし

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 水迫由貴君

8 本委員会の事件は次のとおりである。

所管事務調査：産後ケア事業について（令和5年10月1日要綱改正分）

議案第56号：請負契約の締結について（R5国分北小学校校舎（17号棟）長寿命化改良ほか工事（建築））

議案第57号：請負契約の締結について（R5隼人中学校校舎（27号棟）長寿命化改良ほか工事（建築））

議案第58号：財産の取得について（蒸気回転釜その他厨房機器）

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開議 午前9時29分」

○委員長（久保史睦君）

ただいまから文教厚生常任委員会を開会します。ここで、委員の皆様にお諮りをいたします。本日の会議は御手元に配布をしました、次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

はい、それではそのようにさせていただきます。

△ 所管事務調査：産後ケア事業について（令和5年10月1日要綱改正分）

○委員長（久保史睦君）

はじめに、産後ケア事業について、所管事務調査を行います。執行部から説明をお願いします。

○保健福祉部長（有村和浩君）

文教厚生常任委員会の皆様には、本市の産後ケア事業につきまして、4月の所管事務調査以降、大変お世話になりました。先日の一般質問においても答弁させていただきましたが、令和5年第2回市議会定例会における文教厚生常任委員会の陳情第4号の報告以降、8月9日に委託事業者との意見交換会を実施し、さまざまな意見を聴くとともに、委託料の見直しを行うための必要な経費を算出してもらい、委託事業者の意見を参考に事業にかかる人件費等の経費も考慮し、県内19市の中で最も高い水準の委託料に、また、利用料についても利用しやすい料金に減額するなど、料金の見直しを行う予定です。そのほか、意見交換会でも要望がありました産後ケアの日帰り型の短時間利用についても、新たなサービスを追加するなど、市民の方々が利用しやすい事業となるよう、新しい料金体系やサービス内容に変更し、本年10月1日から適用する予定です。本日は、産後ケアの事業変更内容について、担当課長等が御説明いたします。

○保健福祉部健康増進課長（鮫島真奈美君）

霧島市産後ケア事業変更内容について、御説明します。産後ケア事業につきまして、山口副委員長に一般質問いただき、また、報道でも取り上げられたところでありますが、産後ケア事業の委託料等の改正を来月から施行する予定です。委託金額等につきましてはまだ公表していませんので、まずは本日、文教厚生常任委員会の皆様にご説明申し上げます。霧島市産後ケア事業実施要綱を一部改正するものであり、改正時期は、本年10月1日から施行するものです。対象者について、これまで「心身の不調又は育児不安等がある者のほか、特に支援が必要と認められる者」のいずれかに該当するものと、利用者に対する条件がありましたが、これを「産後ケアを必要とする者」に改正し、市内に住所を有する産後1年未満の母子のうち、医療行為の必要な者は除く「産後ケアを必要とする者」となり、産後ケア事業を希望するすべての方が利用できることとなります。そのほか、委託料金及び利用者負担額、多胎児加算額の見直し、デイサービス(日帰り)型に、3時間以内の短時間サービスを新たに追加しています。詳細は、基本料金、利用者負担額、多胎児加算額の表にお示ししています。基本料金につきましては、委託事業者利用者から支払われる総額です。利用区分として、宿泊型は、産科医療機関と助産所、デイサービス(日帰り)型は、6時間と新たに追加した3時間以内、アウトリーチ(訪問)型があり、表の中ほどR5年度9月までにこれまでの基本料金を、R5年度10月以降に見直し後の基本料金を、その横に増減額をお示ししています。助産所の宿泊型3万円を4万円に1万円増額、デイサービス(日帰り)型1万1,000円を1万8,000円に7,000円増額、新たに追加した3時間以内を7,500円、アウトリーチ(訪問)型7,500円を8,500円に、旅費相当額1,000円増額しています。利用者負担額は、産後ケアサービスを利用する際に利用者が支払う金額です。利用区分ごとに、R5年度9月までがこれまでの利用者負担額を、R5年度10月以降が見直し後の利用者負担額を、その横に増減額をお示ししています。市民税課税世帯、市民税非課税世帯、生活保護世帯ごとに利用者負担額を設定し、R5年度10月以降につきましては、市民税課税世帯について、国庫補助金の利用料減免拡充の助成日数を反映し、5日までと6日以降に再区分しています。利用者負担額を基本料金の1割程度として、宿泊型7,000円を4,000円に3,000円減額、デイサービス(日帰り)型3,500円を1,800円に1,700円減額、新たに追加した3時間以内を750円、アウトリーチ(訪問)型1,500円が850円に650円の減額としています。多胎児加算額につきましては、アウトリーチ(訪問)型500円を2,500円に2,000円増額し、宿泊型やデイサービス(日帰り)型についても若干加算をしています。今回の改正につきましては、文教厚生常任委員会の調査、改善の提言等を踏まえ、市内委託事業者との意見交換会の意見等も参考に、市民の方々が利用しやすい事業となるよう

新しい料金体系やサービス内容に変更しています。また、本年6月30日付けの政府通知、産後ケア事業を利用しやすい環境に整える観点から、利用者の所得の状況に関わらず、産後ケアを必要とするすべての産婦に対して利用者負担の減免支援を導入することとした内容を反映しています。なお、今回の改正内容につきましては、市内の委託事業者の方々にも説明を終えています。今後も引き続き、産後において、支援を必要とする母子に対して心身のケア及び育児サポートを行い、安心して子育てができる支援体制の整備に努めてまいります。以上で、産後ケア事業についての説明を終わります。

○委員長（久保史睦君）

ただいま執行部からの説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（野村和人君）

今回の所管事務調査を踏まえた上でこのような改正をしていただいたことについて感謝いたします。その上で、今、御説明あった中の、全ての方が利用できることになったということの内容についてちょっと教えていただきたいんですが、これは住民票なり市内在住を確認する行為があるのか。または、里帰り出産等でこちらの市内の方々がほかの地域に行かれた時の場合はどういう形になっていくのか御説明いただけませんか。

○保健福祉部健康増進課長（鮫島真奈美君）

対象者は、これまで市内に住所を有する産後1年未満の母子となっておりますので、市内に住所がある方を対象としております。里帰り出産の方につきましては、その住所地のほうの適用を受けていただく形になります。

○委員（野村和人君）

ということは、里帰りで来られた方は、霧島市の補助制度は使えないということで。また、こちらの方々が、市内の方が里帰りで行かれた先でも恐らく使えないということでよろしかったですか。

○委員長（久保史睦君）

しばらく休憩します。

「休 憩 午前 9時39分」

「再 開 午前 9時39分」

○委員長（久保史睦君）

それでは再開いたします。

○保健福祉部健康増進課長（鮫島真奈美君）

里帰りに来られた方につきましては、住所が市外ですので適用にはなりません。里帰りで行かれた方につきましては、霧島市に住所を置いたまま行かれておりますので、市外のところと委託契約をして今回の改正内容が適用になる形になります。

○委員長（久保史睦君）

霧島市に住所があるかないかというところが判断基準になってますよということよろしいということですよ。

○保健福祉部すこやか保健センター所長（種子島進矢君）

補足なんですけれども、霧島市産後ケアの事業利用申請書兼同意書というのをを出していただくこととなります。そちらのほうで、氏名、住所等を書いていただくこととなりますので、そこで住所のほう確認をさせていただいて、住所がある方についてはこのサービスが受けられる。今、課長のほうからもございましたように、霧島市内に住所がある方についてはもちろん市内・市外の委託事業者のところで利用ができますし、例えば宮崎のほうに住所があって、利用したいという方については住所がございませんので、宮崎のほうの産後ケア事業をしている委託事業所のほうで。結局は、里帰りのもともと宮崎の住所であるところで申請をしていただいて、そこで、委託の事業所のところで受けていただくということの違いということになります。ちょっと説明が。

○委員長（久保史睦君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前 9時41分」

「再開 午前 9時44分」

○委員長（久保史睦君）

それでは再開いたします。ほかにありませんか。

○副委員長（山口仁美君）

1点非常に気になることがあるんですけども、見直し後の金額をちょっと見ていった時に、非課税世帯はどのサービスを使っても利用者の負担額が無料ですよね。こうした場合に、無料だと結構何度でもというか、使いたいというのが出てくるのではないかなというのが少し心配なんですけど、この対象者はどのぐらいいらっしゃいますか。今まで費用負担があったので、あんまり利用自体がなかったですよね。非課税世帯と生活保護の世帯の利用実績というのが今までなかったんですけど、無料になることで非常に増えるのではないかなあというのをちょっと心配してるんですけど、どういうふうに見込んでいらっしゃるかお聴きしたいです。

○健康増進課主幹（上小園貴子君）

昨年度の妊婦さんなんですけれども、その中での非課税世帯というのが51名いらっしゃいました。今のところ、本当に利用されてる方があまりいなかったんですけども、この方たちが多分、利用料がないということになれば、受ける方が増えるのではないかなと思うんですけども、去年の課税世帯の方での利用が約1割いらっしゃったんですけども、その方たちと同じぐらいで考えるとちょっと、それよりもまだ見込みとしては利用料がないので3割ぐらいももしかしたら利用されるのではないかなというふうには今のところは見込んでいます。

○委員（前川原正人君）

3点お聴きをします。今回、改正をするということで、10月1日から始まるわけですけど、委託業者との議論もされたと思うんですね。その中で、利用料金、基本料金、それぞれあって、以前の所管事務調査の時に各経費が出されてたんです。そのときに、大体これぐらい最低掛かるであろう。そして、光熱費とか、固定資産税とかいわゆる助産施設の関係ですけど、それぞれ金額が出ていたんですけど、そういうことの議論の上で、今回の改正をして、それで十分とまではいかんでしょうけど、ある一定程度、産後を助産師さんたちのところも何とかカバーできるという理解でよろしいんですか。

○保健福祉部健康増進課長（鮫島真奈美君）

意見交換会の中のほうで、実際見積書とかもいただいたところでございます。一番多かったのが日本助産師会の助産師業務料金参考の金額ということをされまして、宿泊型が1日5万円以上、デイケアが10時から4時までで1万8,000円以上、アウトリーチ型が1万2,000円以上ということではございました。ですが、県内で5万円というところではなく、宿泊型も一応4万円が一番高いところでしたので、一応4万円という形で。アウトリーチ型については、そういった1万2,000円以上ということであったんですけど、意見交換会のほうで交通費相当額があれば、何とか持続可能であるとかというような御意見等もいただきましたので、今回、県内で一番高い水準に合わせる形でどの方についてもですね。合わせる形で、あと利用料金のほうでちょっと調整させていただいたので御理解をいただいて、持続可能になるという可能性は受けたところでです。

○委員（前川原正人君）

それともう一点はですね、議論をしたその産後ケアをやっている施設の方たちとの議論の中で、当然、物価高騰もあったわけですね。だからそういうのも、ある一定程度、今後どういうふうになるのかという、タラレバはの話しかできない部分があるんですけど、そのようなこの物価高騰等による部分というのも、ある一定程度憂慮されていくのかですね、今後。もう条例を定めてしまうと、あとはもう取扱要綱だったり、内規で対応する部分もたくさんあると思うんですけど、そうい

う部分も含みは持っているという理解でよろしいですか。

○保健福祉部健康増進課長（鮫島真奈美君）

本市のほうにつきましては、霧島市産後ケア実施要綱のほうで事業の実施を行ってございまして、そちらのほうの、そちらも産後ケアの国のガイドラインを基につくっております。そして、国の補助制度等を今回使ってですね、利用料金等を下げたところではございますけど、こちらに示している内容での対応という形で対応させていただきたいと考えております。

○委員（前川原正人君）

ですから、物価高騰がやはり、こんなに上がるとはみんな思っただけですね。だから、利用する人たちは少しでも負担が少ないほうが利用はしやすくなるという部分はあるんですけど、要は事業者として、本当にこの持ちこたえられていくのかという部分ですね。だから、そういう場合に臨機応変的な対応もできますかということをお聴きしているわけです。

○保健福祉部すこやか保健センター所長（種子島進矢君）

答弁の中でも改定と申し上げましたけれども、この事業の金額を変更するに当たりましては、開業助産師の方等にも話をさせていただきました。今、委員がおっしゃるみたいに、例えば人件費の高騰、光熱費の高騰、この金額について、改正を考えておりますということでお話をした時に、こんなに上げていただいてというか、この金額でという、大丈夫ですかということではなかったんですけども、お話をしたときには、この金額であれば私たちも頑張らんないかんですし、利用者が増えることによって、回転が良くなるというまいしょうか、仕事として成り立つというまいしょうか、そういうようなお声を今のところ頂きましたので、事業としては、十分やっつけていける金額の設定になったのではないかなと思っております。

○委員（前川原正人君）

もう一つは、今度の10月1日から施行されるということなんですけれど、今回の改定による全体、あと10月から十一、十二、一、二、三、5か月間の予算がどれぐらいのキャパを持った内容になってますか。

○保健福祉部健康増進課長（鮫島真奈美君）

今回補正をしておりませんで、現段階では当初予算の範囲内で実施を見込んでおります。といいますのも、当初予算においては宿泊分を見込んでございまして、現在、市内の委託事業所の方が休止中ですので、その分で予算の範囲内を見込んでおります。宿泊のほうを約200万円程度見込んでございましたので、今回その残り半年分はですね、その範囲内を見込んでおりますが、今後実際休止している委託事業者さんの再開でありますとか、新規にまた今の委託事業者さんが宿泊を開始されるのか、また、アウトリーチも増えているような状況ですので、今後の実施状況については、まだ今後の補正も出てくるのではないかとというようなところはございます。

○委員（竹下智行君）

今回かなり踏み込んだ補助金のアップということで、事業所の方々に説明をされて、事業所の方々の反応はどうだったのかなということをお聴きしようかと思ったんですけど、先ほどの答弁で分かりました。その中で、おおむね事業者の方々はもう評価する声が多かったということですけども、なかなか双方で行政と事業所側とで話し合う場というのがなかなか持てなかったというのがこれまでだったと思うんですけど、その中で、さらに要望とか、もっとこんなふうにしてほしいんだというふうな声というのはなかったんでしょうか。

○保健福祉部健康増進課長（鮫島真奈美君）

今回、意見交換会の中でですね、実際御意見として、申請の書式等の見直し等もちょっと簡単にできるようにとか、あと10月から電子申請のほうでも申請を受けられるようにとか、そういったお話しもしてきてまして、御意見であったものについて改良をしている部分もございます。そういったところでございます。

○委員（前川原正人君）

先ほど口述のほうで、今回の改正について6月30日付けの政府通知がありますよということで御説明いただいたんですけど、その資料は配付はできませんか。通知に基づいて、この上段に書いてあります利用者負担の基本料金を1割程度としてという内容になったというふうに理解をするんですけど、そういうふうな理解で私はしているんですけど、それが根拠となっている通知ということを見ていけばこの政府の通知だろうということですので、この通知をですね、後ほどいただければと思います。

○保健福祉部健康増進課長（鮫島真奈美君）

はい、ではそのようにいたします。

○副委員長（山口仁美君）

今回、非常にタイミングが良かったのかなと思うところで、今の国の通知の話がありましたけれども、今回のこの改定内容の中には、国の改定で対象者が広がったという部分と、それから5日までの補助が出るようになったというところが非常に大きいのかなと思っていて、本市の見直しにプラスに働いたと思うんですけども、ほかに今後また事業を続けていこうとした場合に、事業者の方々との連携というのは非常に欠かせないと思うんですけども、過去は年に1回程度協議といますかそういう場を設けていらっしゃったと思うんですけども、今後、もう少し回数を増やす予定とかありますか。

○保健福祉部すこやか保健センター所長（種子島進矢君）

毎月ですね、月末にはそれぞれの事業所の方々から請求書等を今まではもらっておりました。そちらのほうで、細かい、細かいと言いましょか、事業で困ったこととかそういう部分はお話をさせていただいてたんですけども、この間ございました8月の意見交換会の中でも、今までこうやってお話を聴いていただく場がなかった。今後、こういうような意見交換の場を頻繁にと言いましょか、定期的に持ってほしいという御意見をいただきましたので、今、委員からお話のあった、年に1回というのは、執行部としてもやはり少なかったのかなというふうに思っておりますので、今後は2回とか3回とかちょっと回数を増やして、定期的に意見交換の場を設けていきたいというふうに思っております。

○副委員長（山口仁美君）

先ほどの非課税の方の回数がどうなるのかとか、まだちょっとこの改善内容がどう作用するかが見えない段階なので、できれば落ち着くまでの間だけでも少し頻繁に情報交換をしていただければ総合的に判断するのは早くなるのかなと思いますので、これはお願いしておきます。

○委員（阿多己清君）

ちょっと気になるのが1点あって、基本料金の中で、それぞれ引上げていただいているところがあるんですが、宿泊型の産科医療機関の部分で、ゼロという状況なんですけれども、これはこれが上限だからもう変えられないということなのか、今回はちょっと見送ったということなのか、将来的にちょっとここも上げないと、今、宿泊型をされてない休止中の状況なので、ちょっとこう将来心配だなと思うんですけど、ここの状況を教えてください。

○保健福祉部健康増進課長（鮫島真奈美君）

本市におきましては、産科医療機関で宿泊型をしているところがございません。霧島市内の方々、始良市とかに行かれていますというところがありまして、そちらのほうのまた料金改定に合わせてそちらがどうなっていくかの動向を見ながら今後検討してまいりたいと考えております。

○委員長（久保史睦君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前10時00分」

「再開 午前10時00分」

○委員長（久保史睦君）

はい、再開します。それではほかにありませんか。

○委員（川窪幸治君）

確認をさせていただきます。今回の見直しで、この口述書に県内で19市の中で最も高い水準ということになってるんですけど、この水準が九州でどうなのか、全国でどの程度の水準になるのかというのが分かればお示してください。

○保健福祉部健康増進課長（鮫島真奈美君）

今回、以前文教厚生常任委員会でも御意見がありました県外同規模の14市の基本料金のほうも、調べてみました。で、同規模自治体の宿泊型の平均が2万9,159円、日帰り型が1万5,491円、訪問型が1万1,014円ということで、宿泊型の最高額が3万6,000円ということでしたので、県内の最高額が4万円ということでしたので、そちらを今回適用した形でございます。

○委員長（久保史睦君）

はい、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

よろしいでしょうか。はい、それではないようですので、以上で、産後ケア事業についての調査を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時02分」

「再開 午前10時06分」

○委員長（久保史睦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは自由討議に入ります。委員の皆様から何か御意見はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので、以上で自由討議を終わります。次に、所管事務調査に係る委員長報告について協議します。どのようにいたしましょうか。委員長報告をしますか、しませんか。

○委員（阿多己清君）

この部分の委員長報告は、お知らせはすべきところあるのかなと思うんですが、この後協議をされる国等への意見書の関係もあって、議事日程的に考えると意見書のほうが先なんです。それで、所管事務調査報告委員長報告についてはまた最後のほうです。ちょっとどうなのかな。内容的に意見書の中でこれまでの取組とかそういうのを経緯を少し話されるのかなと思ってはいるんですけど。そことちょっと所管事務調査の報告の部分が薄くなるよなという気がしますが、もう私的には趣旨説明の中にこれまでの経緯、それと、お知らせできる今回の改正内容、公表してないと言われたので、その取扱いも気にはなりますけど、若干そこを触れていただいて、趣旨説明をするということで所管事務調査の報告はいらぬのではないかなという思いはいたします。

○副委員長（山口仁美君）

私のほうは逆に、これ6月とかからずっと協議をしてきておまして、陳情も上がっていて、今回非常に努力をしていただいているんですけども、本会議場でここで何らかの形で示さなければ本会議場でお話しする機会がないので、なので、短縮の形でも結構です。改善をしていただいたというような形で報告を入れるべきかなと思います。

○委員長（久保史睦君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前10時09分」

「再開 午前10時16分」

○委員長（久保史睦君）

はい、それでは休憩前に引き続き会議を開きます。それでは自由討議を引き続き行っていきたくと思います。何か御意見ございませんでしょうか。

○委員（阿多己清君）

所管事務調査についての委員長報告についてはせずに、この後協議をする意見書の趣旨説明の中

でこれまでの経緯等を踏まえて言っていただければいいかと思います。市の取組を評価することも入れていただければありがたいです。

○委員長（久保史睦君）

ただいま阿多委員のほうからそのような御意見がございました。趣旨を意見書の前につけるとい
う、そこに取りまとめと一緒にいうという形でという取扱いの御意見をいただきましたけれども、
皆さまそういった形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは所管事務調査に対しての委員長報告はせずという形で取りまとめをさせていただき
たいと思います。それでは、所管事務調査に係る委員長報告については、本会議での報告はしないこ
とといたします。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前10時17分」

「再 開 午前10時18分」

△ 議案第58号 財産の取得について（蒸気回転釜その他厨房機器）

○委員長（久保史睦君）

はい、それでは休憩前に引き続き会議を開きます。次に、去る9月5日に本委員会に付託されま
した議案3件の審査を行います。まず、議案第58号、財産の取得について審査に入ります。執行部
の説明を求めます。

○教育部長（池田宏幸君）

議案第58号、財産の取得について説明します。議案書の17ページをお開きください。溝辺学校給
食センターの厨房機器を更新するための財産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及び
霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会
の議決を求めるものです。詳細につきましては、学校給食課長が説明しますので、御審査よろしく
お願いします。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

同じく議案書の17ページになります。溝辺学校給食センターは、平成13年4月に開設され、建設
後22年が経過しています。厨房機器等につきましても建設当時のものであり、機器の老朽化が著し
い状況です。このような状況を改善するため、令和3年度から厨房機器等の計画的な更新を行い、
安全安心な学校給食を継続して提供できるよう、蒸気回転釜等の厨房機器を取得しようとするもの
です。取得の方法は、指名競争入札により、鹿児島市伊敷町4745番地4、鹿児島アイホー調理機株
式会社、代表取締役岩元伸一から4,609万円で取得しようとするものです。施設の見取図と厨房機器
の写真については、参考資料を御覧ください。以上で説明を終わります。口述書の字の訂正をお願
いします。先ほど蒸気回転釜等の厨房機器を取得しようとするものですというところの釜の字が、
申し訳ございません、釜でした。申し訳ございません。

○委員長（久保史睦君）

それではただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありません
か。

○委員（野村和人君）

毎回ですけれども、確認だけです。納期と更新作業の工程について御説明いただきたいと思いま
す。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

今回の溝辺学校給食センターの備品更新につきましては、冬休みの期間を利用して更新を行いま
す。12月25日から冬休みに入りますけれども、できる限り年内のうちに作業を終わらせてまして、年
明け、正月三が日が過ぎた後、3学期が始まる前までには試運転等も行う予定で考えております。

○委員（前川原正人君）

1点お聴きをしておきたいんですが、この建設をされて、平成13年4月に開設をされて、それで22年ということですが、この間には一度もこの機器類についての更新はなかったと。修繕等に対応していたという、そういう理解でよろしいですか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

部分的には、それぞれ個々の備品についてはですね、買い替えたものの中にはあるかもしれませんが、ほとんどのものがそういった修繕で対応してまいりました。

○委員（前川原正人君）

毎回お聴きをすることなんですが、これはいわゆる瑕疵担保特約等については、これまでも同じだったと思うんですけど、そういう理解でよろしいわけですか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

前回6月議会の委員会の時にもお話しさせていただきましたけれども、今回の納入業者につきましても、同じように2年間ということで、無償の保証期間がございます。

○委員長（久保史睦君）

はい、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので、以上で、議案第58号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前10時23分」

「再 開 午前10時25分」

△ 議案第56号 請負契約の締結について（R5国分北小学校校舎（17号棟）長寿命化改良ほか工事（建築））

○委員長（久保史睦君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第56号、請負契約の締結について（R5国分北小学校校舎（17号棟）長寿命化改良ほか工事（建築））について審査に入ります。執行部の説明を求めます。

○教育部長（池田宏幸君）

それでは議案第56号、請負契約の締結について説明します。議案書の11ページをお開きください。R5国分北小学校校舎（17号棟）長寿命化改良ほか工事（建築）について、仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものです。詳細につきましては、引き続き、教育総務課長が説明しますので、審査をよろしくお願いします。

○教育部教育総務課長（林元義文君）

議案第56号、請負契約の締結について説明します。国分北小学校の校舎（17号棟）は、昭和57年に建設され、建設後約40年経過しています。老朽化が著しく、修繕料が増大している状況です。このような状況を改善し、内装の木質化、設備機器の省エネ化、バリアフリー対策や屋上防水改修及び外壁改修などの長寿命化改良等を行い、教育環境の整備を図るため、国分北小学校校舎長寿命化改良ほか工事に係る請負契約を締結しようとするものです。議案書は11ページになります。契約方法は、総合評価方式による一般競争入札であり、堀之内・今村・徳田特定建設工事共同企業体、代表者株式会社堀之内建設、代表取締役堀之内茂樹が3億2,120万円で落札しました。工事の概要は、鉄筋コンクリート造3階建て、延べ面積1,031㎡の校舎の柱、梁、壁を残して、その他の部分について全て改修する長寿命化改良建築工事です。また、今年度に完成した校舎（22号棟）と接続する渡り廊下、鉄骨造2階建て、延べ面積72㎡の改築工事も施工します。工事場所は、参考資料1の配置

図に斜線で表示している部分であり、工期は、令和6年3月31日までを予定しています。各階の平面図と立面図については、参考資料2から8になります。以上で説明を終わります。

○委員長（久保史睦君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（野村和人君）

今回の国分北小についての入札については、再入札で2回目のほうで落札を決定されておりますが、昨今の建設資材は本当に急激な高騰等もあるような状況ですけれども、積算根拠はいつの時点の物価で設定されて、また、今回発注されたのがそれ通りにあたる、今後、物価高騰等に対して変更等は考えられるのかどうか。またそのような関連が、この再入札となった関連性があるように感じていらっしゃるのかどうか、教えていただけないでしょうか。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

積算の根拠基準につきましては、令和5年の5月の単価を採用しております。今回のこの再入札に至った流れにつきましては、委員がおっしゃるとおり、物価高、あと労務単価の向上、その辺も影響はしていると思うんですけれども、ただ、結果として落札はしておりますので、一応想定範囲内で入札が行われたというふうに考えております。

○委員（野村和人君）

あわせて今後の物価高騰に対して変更等を考えられるのか、御返答をお願いします。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

そちらにつきましては、契約をいたしましてから、また、契約約款の中に、請負契約の変更に關することについても取決めがされておりますので、また工事が始まりましてから、請負業者の方からそのような相談があったときには、また対応するという形で考えております。

○委員（前川原正人君）

今回の56号ですけれども、共同企業体でされるということで、これは割合的にはどうなってるんですか。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

今回の共同企業体につきましては、公告の段階で2者、もしくは3者ということで、参加される方が自分たちで決めて参加という形で。今回はどの企業体も3者の共同企業体で参加しております。割合につきましては、落札されました堀之内・今村・徳田特定建設工事共同企業体につきましては、親会社の堀之内建設が45%、それと構成員の今村建設が30%、それと徳田建設が25%という割合になっております。

○委員（前川原正人君）

それともう一点はですね、いわゆるこの図面を見た時に、普通教室通等を増改築ということになるわけですが、結局、工期がですよ、来年の工期がこの議案上では令和6年3月31日までを完成予定ということになるわけですが、技術水準も大分昔と違って上がってきて、進捗も早いというふうに理解をするんですけれども、約半年で全部やり切れるのかなという一つのクエスチョンが残るわけですが、その辺については、それを見越しての契約ですので、それはもうやってもらわなきゃいかんわけですが、万が一の場合は、延長とかということも考えられるという理解でよろしいんですか。

○教育部長（池田宏幸君）

予算がやはり地方自治体の予算の場合には単年度主義ということでございますので、契約についてもそれに沿って契約をするということになってまいります。それと議員の皆様は、例年のことで御承知のとおり、不測の事態が生じたときには、議会のほうにお願いをして繰越しという例外的な措置をとる場合もあります。このケースについて、現時点でそういう状況であれば、予算措置もしているわけですが、現時点では、年度完成ということで契約を結ぶということでございます。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

ちょっと補足でございます。今回の工期につきましては、市の予算といたしましては、当初予算で明許繰越で計上しております。もともと繰り越す予定で考えておりました。ただ、今回、国の交付金が令和4年度の本省繰越予算で交付決定を受けた関係上、交付金の繰越し手続をしないと工期の延長ができないということがございまして、当初契約では、3月31日で契約をいたしまして、交付金の繰越し手続が完了次第、工期の変更契約をしたいと考えております。工事の現場説明書のほうにつきましては、変更契約の理由と、あと変更後の予定工期の令和6年7月31日ということを明記しております。

○委員長（久保史睦君）

はい、ほかにありませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

それではないようですので、以上で議案第56号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時35分」

「再開 午前10時35分」

△ 議案第57号 請負契約の締結について（R5単人中学校校舎（27号棟）長寿命化改良ほか工事（建築））

○委員長（久保史睦君）

引き続き再開いたします。次に議案第57号、請負契約の締結について（R5単人中学校校舎（27号棟）長寿命化改良ほか工事（建築））について、審査に入ります。執行部の説明を求めます。

○教育部長（池田宏幸君）

議案第57号、請負契約の締結について説明します。議案書の14ページでございます。R5単人中学校校舎（27号棟）長寿命化改良ほか工事（建築）について、仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものです。詳細につきましては、引き続き、教育総務課長が説明しますので、審査をよろしくお願いいたします。

○教育部教育総務課長（林元義文君）

それでは議案第57号の請負契約の締結について、説明します。単人中学校の校舎（27号棟）は、平成4年度に建設され、建設後約30年経過しています。老朽化が著しく、修繕料が増大している状況です。このような状況を改善し、内装の木質化、設備機器の省エネ化、バリアフリー対策や屋上防水改修及び外壁改修などの長寿命化改良等を行い、教育環境の整備を図るため、単人中学校校舎長寿命化改良ほか工事に係る請負契約を締結しようとするものです。議案書の14ページになります。契約方法は、総合評価方式による一般競争入札であり、安田・曾山・末広特定建設工事共同企業体、代表者安田建設株式会社、代表取締役安田茂が入札価格3億9,963万円で落札しました。工事概要は、鉄筋コンクリート造3階建て、延べ面積603㎡の校舎の柱、梁、壁を残して、その他の部分について全て改修する長寿命化改良建築工事です。また、令和3年度に完成した校舎（13号棟）と接続する渡り廊下棟、鉄骨造3階建て、延べ面積619㎡の改築工事も施工します。工事場所は、参考資料1の配置図に斜線と着色にて表示している部分であり、工期は、令和6年3月31日までを予定しています。また、各階の平面図と立面図については、それぞれの参考資料2から6を御覧ください。以上で説明を終わります。

○委員長（久保史睦君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（前川原正人君）

これも先ほどと同じように、JVで発注されたわけですが、この割合はどうなっていますか。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

今回落札いたしました安田・曾山・末広特定建設工事共同企業体の構成比率につきましては、親会社である安田建設工業株式会社が45%、構成員の曾山建設が30%、同じく構成員の株式会社末広が25%となっております。

○委員（前川原正人君）

参考資料の議案の57号の、これは2ページになるのかな。屋内運動場も入ってますよね。27号棟長寿命化改良ほか屋内運動場は違うんですか。資料4、ごめんなさい。ここもだという認識をしてるんですけど、これは違うんですか。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

資料4のすいません、屋内運動場につきましては、建物の配置上の関係を明確にするために一応、絵としておこしておきまして、色を塗りましてこの建物は違いますということで色でちょっと、明確に映っているところが今回の工事範囲ということでございます。

○委員（阿多己清君）

この資料1で見ると倉庫も入ってますけど、倉庫も今回の工事の対象ですか。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

資料1を御覧になっていただきたいんですが、資料1の右上に、今回の工事対象物の新築工事の分とその下にばってんで工事対象建物の改修工事のエリアを示してあります。今回工事対象になりますのは、配置図のちょうど真ん中の校舎27号棟と、北渡り廊下、あと既成品の渡り廊下というこの斜線が引いてある部分だけが今回の改修工事対象ということでございます。それとすいません、校舎18号棟の1番西側にある倉庫ですね、ここも今回の対象となっております。

○副委員長（山口仁美君）

保護者の方によく聞かれるんですけども、今回この対象になっている工事の部分がすんだら、この隼人中の工事は一旦終わるのかどうなのかと。運動場とかほかの部分も改修されるんですかという質問をいただくんですけども、今の時点でどういう計画であるか、全体像をお示してください。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

現在の計画でございまして、今回、校舎27号棟と渡り廊下の工事を行いまして、来年度で校舎24号棟、それと校舎19号棟の改修工事を計画しております。一応、校舎工事につきましては、校舎24号棟と校舎19号棟まで完了すれば、校舎につきましては全て完了したという形になります。それと、あと今後の計画ですけれども、屋内運動場の改修工事、こちらのほうを令和7年度に工事ができればというふうに考えております。一応、今回の工事につきましては、屋内運動場の改修工事が終わった後で、武道館があるんですけども、武道館につきましては平成の21か22に耐震補強工事を行いました時に、外壁改修等までは全て済んでおりますので、ただ、屋上の改修とあと内部の床の改修をちょっとしていない関係で、体育館の後に武道館をやりたいと考えております。今後につきましては、今、建物だけを計画しておきまして、それ以降につきましては、今のところ建物優先ということで考えておりますので、隼人中につきましてはそこまで考えているところでございます。

○副委員長（山口仁美君）

隼人中の今後の生徒数の見込み等を含めて考えていらっしゃるということでよろしいんですね。プールとかあるんですけど、非常に普通の学校より大きなプールを造っていて、やはりその学校内を使うのに非常に狭いという声が多いので、そういったところも考えていかれるのかどうかというところをお聴きしたいです。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

隼人中学校の今後の推移につきましては、今、令和5年度にあります今後の推計表でみますと、

令和8年度が最大今941名というふうになっておりまして、それ以降は一応徐々に減っていくという
ような今の推計ではそのような形になっております。今回の校舎の改修工事につきましては、令和
6年まで24号棟と19号棟まで改修が終われば、そのピーク時の必要教室数については確保できると
いうふうに考えているところでございます。

○委員長（久保史睦君）

はい、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので、以上で議案第57号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩しま
す。

「休 憩 午前10時46分」

「再 開 午前10時53分」

△ 自由討議・議案処理

△ 議案第56号 請負契約の締結について（R5国分北小学校校舎（17号棟）長寿命化改良ほ
か工事（建築））

○委員長（久保史睦君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。まず、議案第56号、請負契約の締結について、R5
国分北小学校校舎（17号棟）長寿命化改良ほか工事（建築））について自由討議に入ります。御意見
はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第56号について討論に入ります。討論はありませ
んか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第56号については、原案のとおり可決すべきものと決定
することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第56号については、全会一致で原案のとおり可決すべ
きものと決定しました。

△ 議案第57号 請負契約の締結について（R5隼人中学校校舎（27号棟）長寿命化改良ほ
か工事（建築））

○委員長（久保史睦君）

次に、議案第57号、請負契約の締結について、R5隼人中学校校舎（27号棟）長寿命化改良ほ
か工事（建築））について自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第57号について討論に入ります。討論はありませ
んか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第57号については、原案のとおり可決すべきものと決定
することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第57号については、全会一致で原案のとおり可決すべ
きものと決定しました。

△ 議案第58号 財産の取得について（蒸気回転釜その他厨房機器）

○委員長（久保史睦君）

次に、議案第58号、財産の取得について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第58号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第58号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第58号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（久保史睦君）

次に、委員長報告に付け加える点の確認ですが、何か御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

お諮りします。委員長報告の文言については委員長に御一任いただけますか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにいたします。以上で審査を終わります。

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（久保史睦君）

次に、閉会中の所管事務調査についてですが、何か御意見はありませんか。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時57分」

「再開 午前10時59分」

休憩に引き続き会議を再開いたします。それでは引き続き何か御意見はございませんか。

○副委員長（山口仁美君）

懸念事項はいっぱいあるはあるんですが、構成替えもありますし、また決算の時期でもありますのでなかなか時間もとれないと思いますので、今回は特にはなしで、所管事項についてということよろしいのではないかと思います。

○委員長（久保史睦君）

今そのような御意見をいただきました。そういう形でよろしいでしょうか。それでは調査項目につきましては、ただいま御意見をいただきましたとおり、文教厚生常任委員会の所管事項についてとして提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにいたします。以上で、閉会中の所管事務調査についてを終わります。

△ その他

○委員長（久保史睦君）

次に、その他ですが、当委員会で本年度取り組んでまいりました産後ケア事業について、国へ意見書を提出するという意見が出されておりましたので、その意見書について協議をしたいと思えます。皆様、御意見ないでしょうか。しばらく休憩します。

「休憩 午前11時01分」

「再開 午前11時21分」

○委員長（久保史睦君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。それでは、そのほか何か御意見ございませんでしょうか。

○委員（前川原正人君）

私は今回のこの意見書案についてですね、提出をすべきだということをお願いをしたいと思えます。というのも、本委員会でもこれはもう長年、長年というか、もう喫緊の課題であったものを市段階そして今後はやはり国・県にも要請をして、あるいは市単独ではやはり無理な部分もあるんですけど、やはり一つの産後ケア事業のガイドラインもしっかりとあるわけですけど、しかし、ガイドラインというのはあくまでもガイドラインであって、法的な遵守ではないわけで、やはり財政的な部分、そしてケアの部分というのは、国、県、自治体もそうですけど、責任を持って取り組んでいくべきだということです。そしてやはり産後うつだったりとか、産後ケアも、様々な事例があるわけですけども、やはり安心して子どもを産み育てられていけるような環境をつくっていくという点ではですね、市の単独ではやはり限界があると思えます。そういう点でも、国若しくは県等も中に入っていて、財政的支援だったり、心の支援だったり、様々な支援がありますけれどもそういう点からいったときに、この意見書というのは出していくべきではないかということ述べておきたいと思えます。

○委員長（久保史睦君）

ただいま、委員のほうよりこのような御意見をいただきました。国へやはり財政的な部分も含めて、また、安心して産み育てられる環境の整備という部分について国に意見書を出すべきだという御意見がありましたけれども、その他、ほかに何か御意見等ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは国への意見書を出すということで、意見を取りまとめたいと思えます。また字句の調整につきましては、委員長に御一任願いたいと思えますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、こども家庭庁長官、厚生労働大臣、財務大臣でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それではそのようにいたします。本会議での趣旨説明は、委員長が行いたいと思えますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。ほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので、本日の日程は全て終了しました。これで文教厚生常任委員会を閉会します。

「閉会 午前11時24分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 文教厚生常任委員長 久保 史睦